

## 特別支援教育実施方針（素案）に寄せられた意見と区の考え方について

### 1 意見の受付状況

#### (1) 意見募集期間

令和6年12月11日（水）から令和7年1月15日（水）まで

#### (2) 周知方法

ア ねりま区報（12月11日号）への掲載

イ 区ホームページへの掲載

ウ 区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）、学務課での閲覧

エ 区立小中学校の児童・生徒用タブレットパソコンの「ブックマーク」から閲覧

オ 児童館での閲覧

#### (3) 意見件数

55件（23名）うち子どもからの意見は2件（2名）

### 2 寄せられた意見の内訳（）内の数値は子どもからの意見数

項目	件数
方針全体に関すること	5（1）
第1章 はじめに	0（0）
第2章 練馬区を取り巻く特別支援教育の動向	0（0）
第3章 練馬区の現状と課題	6（0）
第4章 区立小中学校における特別支援教育の方向性と方策	39（1）
その他	5（0）
合計	55（2）

3 寄せられた意見に対する対応状況 ( ) 内の数値は子どもからの意見数

項目	件数
◎ 意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	10(0)
○ 素案に趣旨を掲載しているもの	17(1)
□ 素案に記載はないが他の施策・事業等で既に実施しているもの	11(0)
△ 事業実施等の際に検討するもの	10(0)
※ 趣旨を反映できないもの	2(0)
－ その他、上記以外のもの	5(1)
合計	55(2)

4 寄せられた意見（要旨）と区の考え

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
方針全体に関すること			
1	慢性的な教員不足であるにも関わらず、負荷は非常に大きい状態が続いている。まずは、教員不足の解消が優先ではないか。また、支援級の教員も不足している。	教員の任用や配置は、東京都が所掌しているものであり、区には確実な教員確保を要望しています。区では、支援員を確実に配置できるよう努めています。	□
2	特別支援学級もしくは支援教室在籍生徒の中学卒業後の進路はどのような想定か。	通常学級と同じ全ての選択肢を想定しています。 生徒個々の希望に応えられるよう教育を実施していきます。	－
3	特別支援級の充実ももちろんのこと、普通級においても多様な児に対応できる環境を設定していくべき。	障害のある児童生徒に適切な指導や支援ができるよう、特別支援教育の研修を、毎年、計画的に取り組んでいるところです。また、通常学級においても個々の特性に応じた指導や支援ができるよう、今後も学校生活支援員の人員確保と教員の連携強化に取り組んでいきます。	○

4	通常学級でも体制を整えて支援していく方向性が出され、インクルーシブな視点は大切だと思った。この方針を土台としながら、通常学級のインクルーシブ化も進めていく方針が必要ではないか。	通常学級、特別支援学級、特別支援教室といった多様な学びの場において、本人・保護者の意向や個々の特性に応じた教育を進めています。通常学級においても、日ごろの学習活動において障害のある児童生徒と交流したり、障害を理解する学習活動を行ったりすることで共生社会の実現にむけた取組を進めていきます。	△
<b>第3章 練馬区の現状と課題</b>			
5	同じ区立の特別支援学級でも学校によって授業内容や方針に違いがある。ある程度一定の内容になるよう基準があると良い。	現在も、学習指導要領等に基づいて各校が指導を進めていますが、各校が共通の認識のもと特別支援教育のさらなる充実が図れるよう新たな方針を策定しました。方針に掲げる基本理念の実現に向けて取り組んでいきます。	○
6	知的障害学級が軽度知的障害児のみの受け入れを原則とする設定は国・都の方針に反する。進学先については保護者の意向が優先される以上、適切ではない。	国と都の計画も、ニーズに応じた多様な学びの場の整備を進めることとしています。知的障害学級は、学校教育法や国の通知により、意思疎通に軽度の困難があるなどの児童生徒を想定し設置していますが、就学先の決定にあたっては、本人・保護者の意向、その他の様々な事情を勘案しています。	□
7	知的障害学級のクラス分けは、学年だけでなく障害の程度によるものが必要。	知的障害学級は学年だけでなく習熟度別でも授業を行っています。	△

8	学級等の設置状況の中に、学習障害を抱える児童への現状と課題が見当たらない。学習障害の現状と課題が知りたい。	学習の一部にだけ不得意があるなどの学習障害は特別支援教室の対象として記載していますが、対象となる障害種別や児童生徒の課題、指導内容を一部追記・修正します。	◎
9	教員のアンケート結果では、人、物の不足が上位を占めている。特別支援教育の予算を増やすべき。	学校と意見を交わしながら必要な予算の確保に努めます。	○
10	アンケートについて、特別支援学級と特別支援教室では通う子どもの障害の種類や課題、ニーズが異なるので、合算して実数を上位順に出すと、本当の結果がわからないのではないか。	アンケート結果分析をする際には特別支援学級と特別支援教室を分けた数値も参考にしました。一人ひとり状況も様々であるため、少数の意見も参考にしながら方針を検討しました。素案においては、全体の結果をお示しするため、合算の数値を示しています。	○
<b>第4章 区立小中学校における特別支援教育の方向性と方策</b>			
11	通常学級での支援について、「保護者と連携しながら支援」とは「支援に関連した所管課の連携強化【新規】」にあたるか。 「施設や人員は限られている」学校で、どのように支援するのか。	通常学級での支援については、これまでも施設改修や学校生活支援員の配置など、可能な限りの支援を行っています。障害のある児童生徒が安全に学校生活を送るには保護者の協力が必要となる場面もあります。 こうした取り組みを継続しつつ児童生徒の生活面の課題や身体介助の方法など、福祉的なニーズに対応できるよう「関連した所管課の連携強化」に取り組んでいきます。	○
12	ハード面だけでなく、教員の研修時間や体験の場を確保してほしい。	教員研修について、毎年、職層ごとに年間を通じて計画的に取り組んでいます。	○
13	日々状況の変わっている特別支援教育について、保護者ももちろんだが教員にも最新の状況を学ぶ機会が必要。	ご意見を踏まえ、個々の障害特性や支援方法、ユニバーサルデザインを考慮した支援に関する研修の実施について追記します。	◎
14	学習障害を抱える児童に専門的指導が可能な教員の育成を要望する。		○

15	教員の負担軽減、インクルーシブ教育、ユニバーサルデザイン教育・授業づくりの研修の機会も必要。	練馬区働き方改革推進プランに基づき、教員の負担軽減に取り組んでいます。ご意見を踏まえ、個々の障害特性や支援方法、ユニバーサルデザインを考慮した支援に関する研修の実施について追記します。	◎
16	通常級に多くの支援を必要とする児童生徒が在籍している。人員の確保と充実をお願いしたい。	区では引き続き、研修を通じた教員の専門性向上に取り組めます。学校生活支援員については、引き続き人員の確保に取り組めます。	○
17	現場の先生は今現在でも余裕がなく支援への対応は難しい。専門家を配置し一緒に取り組むことが必要。	全小中学校で、東京都に臨床発達心理士等の派遣を要請し助言を受けています。また、特別支援学級・支援教室では作業療法士や言語聴覚士などの専門家を招いて指導を受けています。	□
18	教育現場にスクールカウンセラーだけでなく心理士、作業療法士、言語聴覚士などを入れて環境調整に関わって欲しい。	通常学級とも連携し支援を必要とする児童生徒の環境調整に関わっています。	□
19	発達性読み書き障害について、ガイドの配付だけでなく講習会に組み込むなど先生方への啓蒙活動、専門的指導が可能な教員の育成を要望する。	発達性読み書き障害について、今年度、教員研修の内容に取り入れ、実施しました。今後も研修内容や方法を工夫して取り組んでいきます。	□
20	発達性読み書き障害の児童への適切な指導が可能な専門的知識を持った教員の養成を要望する。		□
21	児童生徒が使っているChromebookは、重く稼働も遅く有用なアプリも少なく不適切ではないか。	Chromebookは全国でも多くの教育委員会で導入されており、一定程度の学習アプリも整っています。なお、一部のアプリでは、Chromebookで対応しないものもありますが、代替となるアプリを導入するなど対応しています。	□

22	卒業後の社会参加や自己実現を見据え、当事者がつかえる身体部分を理学療法士や言語聴覚士などの専門家と相談しながらICT機器を活用した個別学習を導入すべき。	音声読み上げや文字起こしなどのアプリを導入し、障害特性に応じた学習支援を実施しています。必要に応じて専門家に相談します。	□
23	障害児と健常児の交流の機会を多くとって欲しい。	通常学級と特別支援学級、通常学級と特別支援学校など、交流活動の充実に取り組みます。	○
24	知的障害学級の増設については、方針に示された令和10年だと間に合わない。早急に設置してほしい。	知的障害学級の設置には一定の規模が必要となることから、小中学校の改築計画を踏まえて検討するため、すぐの設置は困難です。	※
25	知的障害学級は9年度と10年度に何校増設されるのか。	9年度に小学校1校、10年度に中学校1校を目指しています。増設する学校数を追記します。	◎
26	知的障害学級が少なく単独通学が難しい。スクールバスがほしい。	知的障害学級の不足に対応するため設置校を増設していきます。なお、通学は公共交通機関のご利用をお願いします。	※
27	自閉症・情緒障害学級設置に向けた検討が決定しうれしく思う。早期の設置をお願いしたい。	自閉症・情緒障害の固定学級設置に向けた検討を開始します。	◎
28	手帳のないグレーゾーンの子に対応した自閉症・情緒障害特別支援学級を設置してほしい。	今後の学校の改築計画を踏まえて設置校を選定する必要がありますが、できる限り早期に設置できるように、改築中の仮設校舎での開設を含めて検討することを記載します。	◎
29	知的な遅れがない子が通える少人数の教室を一刻も早く設立してほしい。	中の仮設校舎での開設を含めて検討することを記載します。また、速やかに運営がスタートできるように、入級の対象者や入級までの手順等、具体的な検討を開始することを記載します。	◎
30	知的障害がほぼない児童が知的学級に在籍しており知的障害児に十分な支援が行われないことにも繋がっている。固定情緒級の設置を早急に行うべき。		◎
31	情緒学級の固定級は必要。		○

32	自閉症・情緒障害学級の1日も早い設置を希望する。特に低年齢のうちはインクルーシブ教育を進めるのではなく、特性ごとの適切な教育体制を望む。	方針において「個々の特性に応じた多様な学びの場」を基本理念に掲げています。理念に基づき自閉症・情緒障害の固定学級設置に向けた検討を開始します。	○
33	情緒障害学級の設置については一番に質の高い人材の確保を考えて欲しい。情緒学級がある自治体はたくさんあるので、参考にしてほしい。	情緒障害学級設置にあたっては専門的知識を持った教員の配置について、教員の配置を担当している東京都に要望していきます。他の自治体の事例を参考にすることや専門家と連携することについて検討します。	△
34	自閉症・情緒障害学級が設置できるまでの措置は何か検討されているのか。	自閉症・情緒障害の児童生徒は、現在の特別支援教室の利用を継続します。支援教室での指導のほか、通常学級での適切な配慮や指導上の工夫ができるよう、支援教室の巡回教員と学級担任が連携し、学校生活や学習上の困難さが改善するよう努めます。 自閉症・情緒固定学級の設置に向け、入級の対象者や入級までの手順等、具体的な検討を行うことを記載します。	◎
35	就学前からの教育相談の実施(新規)に期待する。早い時期から相談や見学に行ける機会を増やしてほしい。	区立幼稚園を活用し、就学相談が始まる前の年中児以下を対象に集団生活や就学に向けた心配などに関する教育相談を実施していきます。	○
36	就学前からの教育相談の実施について、区立幼稚園は区内に3箇所しかないため、のびのび広場でも教育相談を行って欲しい。	今後のニーズを確認しながら相談場所の拡大について検討します。	△

37	就学時健診における、発達性読み書き障害の早期発見スクリーニングの実施を要望する。(他同意見1件)	発達性読み書き障害については、読み書きを習っていない就学時健診の時期では正確な判断をすることが困難なため、就学時の健診では親しみやすいイラストなどを用いた知能検査を実施しています。読み書き障害は、小学校入学後に、授業や学校生活における様子を教員が丁寧に観察し、保護者の希望も伺いながら、適切かつ迅速な支援につなげています。	□
38	支援員の増員が早急に取りかかる課題だと感じる。	現在、区では、学校生活支援員の確保に努めています。専門性のある人の活用という視点でも情報を集めながら支援体制の充実を検討していきます。	○
39	支援員の増員や研修、先生との連携について学べる機会の充実はぜひ実行してほしい。また、特性や支援方法などを学んだ人が、学校現場で活躍できるシステムがほしい。		△
40	都の制度「東京都公立小・中学校インクルーシブ教育支援員配置補助事業」について明記がない。活用していないのか。	「東京都公立小・中学校インクルーシブ教育学校生活支援員配置補助事業」については、区の学校生活支援員事業と連動させて運用しています。	□
41	特別支援教育に対する知識、理解のある支援員の増員、教員の特別支援教育に関する研修の機会を増やすほか、将来教員や心理士を目指す大学生が教育の現場を学ぶ為にボランティアとして、学校に来てくれるTA(ティーチングアシスタント)という制度が一部の学校で活用されている。さらに活用されることを望む。	教員研修については、毎年、計画的に取り組んでいるところです。 TAについてはご意見として承り、今後の人員確保のあり方として参考にさせていただきます。	△

42	特別支援学校との連携について、支援学級に限らず、通級・普通級の先生、支援員の先生も研修ができればプラスになる。	区では特別支援学校と連携し、教員や学校生活支援員を対象とした研修の機会を設けています。引き続き、教員や学校生活支援員の研修機会を確保し、特別支援教育への理解促進を図ります。	○
43	医療的ケア児支援法ができてから、練馬区においても支援が充実しており、嬉しく思う。 希望する進路(特別支援学校・特別支援学級・普通級等)を選べる様、普通級においては、インクルーシブに努めてほしい。	就学先については、本人、保護者の意向を踏まえて決定していきます。 各学校において個々の状況に応じた支援が実施できるよう引き続き取り組んでいきます。 区立の小中学校は施設や人員に限りがありますが、保護者と連携しながら学校生活を送れるよう支援します。	○
44	合理的配慮を希望した場合、保護者と学校の話し合いの際に、中立の立場で調整する人やシステムが必要。	合理的配慮の検討にあたっては、それぞれの児童生徒の状況や学校ごとの事情が異なることから、各小中学校において、直接、要望を伺い、検討する体制となっています。ご意見を踏まえ、保護者の心理的・物理的負担や合理的配慮の受け方について、調整する方法を検討します。	△
45	障害理解の促進に向けた取組の方針は素晴らしい。学校、地域で障害者権利条約、子どもの権利条約について学べる機会があるとよい。	教員や児童生徒、保護者の障害理解の促進に向けた取組を検討します。	△
46	発達性読み書き障害について、保護者向けにも、土曜参観、道徳の授業などでの取り上げるなどで、この障害についての啓蒙活動を要望する。		△
47	現在区のHPでは支援教室の特徴などを知ることが難しい。保護者に対する情報発信について、パンフレットの配信や啓発に向けた取り組みに期待する。	特別支援学級・教室での指導内容の紹介や障害特性に関するパンフレットの配信などの取組を充実します。	○

その他			
48	参考資料として区のHPに掲載されている「児童数・学校数一覧」と「特別支援学級設置学校配置図」が付いているとよい。	参考資料に「特別支援学級設置校・児童生徒一覧」と「設置校配置図」を追加します。	◎
49	就学相談の申し込みはオンラインで良いが、特別支援学校・学級、支援教室の役割を説明する就学相談の説明会を再開してほしい。	特別支援学校・学級、支援教室の役割や就学相談の手順を説明する動画配信など、周知の充実方法について検討します。	△
50	石神井小学校の増築計画は方針に反しているのではないか。特別支援教育の視点からの検討がされておらず、校庭が狭くなることや工事などによる悪影響が懸念される。(他同意見2件)	石神井小学校は、地域の状況などから学級数が増加する見込みとなっており、増築棟の建設は不可避です。特別支援教育の環境も考慮しながら、既存校舎内で最大限に教室を確保した上で、グラウンドを極力確保した増築案を検討しました。工事にあたっては石神井小の児童の教育環境に配慮します。	—

## 5 子どもからの意見（要旨）と区の考え

No.	意見の概要	区の考え方	対応 くぶん 区分
方針全体に関すること			
1	特別支援教育実施方針とは何かわからない。	学校でいろいろな助けが必要な子どもたちが過ごしやすいよう練馬区がやることをまとめたものです。	—
第4章 区立小中学校における特別支援教育の方向性と方策			
2	世の中では安心して過ごすことが出来ない人が何人もいると思う。小学生や幼児などに支援学級を作るのはとても大切だと思う。	必要な支援学級を設置できるように検討していきます。	○